

令和7年度 保育所入所案内



池田町保健子育て課子育て支援係
〒083-0023
池田町字西3条5丁目 池田町保健センター内
TEL 572-2100 FAX 572-2862

1 保育所とは

小学校就学前児童を対象に、就労や病気などのために家庭で保育できない保護者に代わって、子どもの心身の発達を目的に保育する施設です。

2 池田町内の保育所

池田保育園（西2条10丁目 572-3659） 認可定員120名

3 クラス年齢と生年月日について

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。

令和7年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。申請の際は、下記のクラス分けに基づき申請してください。

※0歳児クラスは、原則として生後6か月以降を受入しますが、個々の状況などで入所できない場合があります。

クラス	生年月日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日～
1歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
4歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日



4 利用に必要な認定について

保育所を利用する場合の保育に係る経費について、池田町が保育所に委託費を支払います。
(別途利用者負担金もあります。)

保育所をご利用の際は、入所申込みと合わせて下記の認定区分に基づいた池田町への認定申請が必要となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上 (満3歳誕生日の前日から)	なし (教育を希望)	幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上 (満3歳誕生日の前日から)	あり (保育を希望)	保育所
3号認定 (保育認定)	満3歳以上 (満3歳誕生日の前々日まで)	あり (保育を希望)	保育所



5 保育の必要性について

【保育認定について】

2号認定・3号認定を受け、保育所での保育を希望するときは、就労や病気などのために家庭以外での保育を必要とする事由を明らかにしなければなりません。

保育を必要とする事由の種類は次ページのとおりです。保護者の状況により事由が変わりますので、ご確認ください。

【認定時間について】

保育を必要とする事由や就労時間により、保育所の利用可能時間が異なります。

○保育標準時間…1日11時間まで保育所を利用可能(7時30分～18時30分の間)

○保育短時間…1日8時間まで保育所を利用可能(8時30分～16時30分の間)

※利用可能時間を超えて利用する場合は、その都度追加料金が発生します。(30分につき50円)

保育を必要とする事由	保護者の状況	保育の必要時間	認定の有効期限
就労	フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働（自営業等含む）など月48時間以上の就労をしているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・月 120 時間以上の就労 →保育標準時間 ・月 48～120 時間の就労 →保育短時間 ※送迎等の時間帯により必ずしも上記に沿わない場合があります。	左の状況が継続すると見込まれる期間（小学校就学前までを限度）
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないとき	保育標準時間	出産予定日の 8 週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間前)から、出産後 8 週間を経過する日の翌月が属する月の末日まで。 【例】単胎児の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産予定日 12 月 13 日 ・ 認定期間 10 月 19 日～2 月末日
育児休業	既に保育所を利用している方が育児休業を取得したとき	保育標準時間	育児休業期間の終了日まで
病気・負傷・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療に 1 か月以上要すると認められる病気、負傷となったとき ・ 精神若しくは心身に障がいのあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間 ・ 保育短時間 選択可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、負傷の場合は医師の診断書に記載される終期まで ・ 精神若しくは心身に障がいのある場合は小学校就学前を限度
親族の介護・看護	同居する親族を常時介護又は看護しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間 ・ 保育短時間 選択可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族が病気、負傷の場合は医師の診断書に記載される終期まで ・ 親族が精神若しくは心身に障がいのある場合は小学校就学前を限度
災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	保育標準時間	左の状況が継続すると見込まれる期間（小学校就学前までを限度）
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間 ・ 保育短時間 選択可能	・ 求職活動を始めてから 90 日後が属する月の末日まで。
就学・職業訓練	就学（職業訓練学校などにおける職業訓練を含む。）しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間 ・ 保育短時間 選択可能	・ 就学後、卒業（修了）予定日が属する月の末日まで。
その他	その他、上記に類する状況	保護者の状況による	保護者の状況による

	態として町長が認めるとき		
--	--------------	--	--

【入所期間中の認定変更について】

入所期間中に保育を必要とする事由が変更となった場合は、認定の変更申請が必要です。

例) ・ 求職活動をしていたが就職先が決まった。

(求職活動→就労)

・ 就労していたが、妊娠し、産前産後休暇となった。また、その後育児休業となった。

(就労→妊娠・出産→育児休業)

変更申請の際には、新たな事由となったことが分かる書類 (下記「6 申込時に必要な書類について」をご参照ください。) をご準備いただきます。

6 申込時に必要な書類について

1) 【継続入所の場合】保育施設等の利用に係る現況届… 1枚で児童3名まで

【新規入所の場合】教育・保育給付認定申請書 … 1枚で児童3名まで

2) 保育所入所申込書…児童1名に1枚

3) 「保育を必要とする事由」に応じた添付書類…父母1枚ずつ

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	就労証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ R7.4月入所の場合は R6.10月以降に発行されたもの ・ R7.4.1以降も雇用期間があることを証明できるもの
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し(表紙と予定日のページ) ②病気等申告書(妊娠障がい等の場合のみ)
育児休業	①就労証明書(育児休業の期間が分かるもの) ②育児休業取得に伴う保育の申立書(自営業など育児休業制度が無い場合のみ)
病気・負傷・障がい	【病気・負傷の場合】 ①病気等申告書 ②医師の診断書(就労や保育が困難である等の旨が記載されているもの) 【障がいの場合】 ①病気等申告書 ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳または障害年金に係る年金証書の写し
親族の介護・看護	同上
災害	罹災証明書の写し
求職活動	ハローワークカードの写し
就学・職業訓練	在学証明書、職業訓練を受けている証明書
その他	都度、町長が必要と認めた書類

申し込みは紙での申請のほか電子申請でも可能です。電子申請の場合は、スマートフォンで下記の QR コードを読み取り、申請フォームから必要事項を入力してください（電子申請にはマイナンバーカードが必要です。）



【継続入所の場合】 ※左右両方の申請が必要です。

①保育施設等の利用に係る現況届の申請
（1度に児童3名の申請が可能）

②保育園の入園申し込み
（児童1名ごとに申請が必要）



①の申請手続きでは

- ・添付書類のデータ提出（写真可）
- ・マイナンバーカードでの電子署名が必要となります

【新規入所の場合】 ※左右両方の申請が必要です。

①教育・保育給付認定（支給認定）の申請
（1度に児童3名の申請が可能）

②保育園の入園申し込み
（児童1名ごとに申請が必要）



①の申請手続きでは

- ・添付書類のデータ提出（写真可）
- ・マイナンバーカードでの電子署名が必要となります

7 受付期間・締切日

【4月入所の申込み】

受付期間：10月15日（火）～11月15日（金） ※入所調整のため、受付期間厳守

受付場所：保健センター保健子育て課子育て支援係 又は 池田保育園

【5月以降入所の申込み】

受付期間：入所月の1か月前から利用調整を行います。原則的な締切は下記のとおりですが、
家庭の状況等に応じて受け入れを調整します。随時ご相談ください。

受付場所：保健センター保健子育て課子育て支援係

入所希望月	締切日	入所希望月	締切日
5月	令和7年3月31日	11月	令和7年9月30日
6月	令和7年4月30日	12月	令和7年10月31日
7月	令和7年5月31日	1月	令和7年11月30日
8月	令和7年6月30日	2月	令和7年12月26日
9月	令和7年7月31日	3月	令和8年1月31日
10月	令和7年8月31日		

8 保育料について

【保育料について】

保育料は、世帯の所得に応じて算定した市町村民税を用いて、池田町が決定します。

実際に支払うこととなる保育料は、国や北海道、池田町独自の保育料軽減措置により、子どもの年齢や世帯の状況等によって異なります。

【代表的な保育料軽減措置】

- ・（国）3歳児クラス以上の保育料無償化
- ・（道）市町村民税所得割額169,000円未満の世帯は第2子以降保育料無料
- ・（町）所得に関わらず、第2子の保育料半額・第3子の保育料無料（中3の子までをカウント）

※上記の軽減措置は大まかな要件を記載しています。

他の細かな要件により、上記に該当していても軽減措置対象にならないことがあります。

【保育料等の決定にかかる市町村民税の対象年度について】

保育料の算定根拠となる市町村民税の対象年度は、下記表のとおりとなります。

9月前・9月以降で保育料が変更となる場合があります。

税目	令和7年4月～8月分	令和7年9月～令和8年3月分
市町村民税	「令和6年度」市町村民税所得割額 （令和5年1月～12月の所得）	「令和7年度」市町村民税所得割額 （令和6年1月～12月の所得）

【池田町保育料表】標準時間の場合 ※国・北海道・池田町独自の保育料軽減措置を適用後

階層	世帯の階層区分の定義		第1子	第2子	第3子
1階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円
2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
3階層	3A	市町村民税均等割課税世帯	5,300円	0円	0円
	3B	市町村民税所得割額 5,000円未満	9,100円	0円	0円
	3C	市町村民税所得割額 5,000円以上48,600円未満	10,800円	0円	0円
4階層	4A	市町村民税所得割額 48,600円以上67,000円未満	13,600円	0円	0円
	4B	市町村民税所得割額 67,000円以上77,101円未満 (年収360万円未満)	15,000円	0円	0円
	4C	市町村民税所得割額 77,101円以上97,000円未満	16,400円	0円	0円
5階層	5A	市町村民税所得割額 97,000円以上133,000円未満	20,400円	0円	0円
	5B	市町村民税所得割額 133,000円以上169,000円未満 (年収640万円未満)	24,000円	0円	0円
6階層	6A	市町村民税所得割額 169,000円以上211,200円未満	28,500円	14,250円	0円
	6B	市町村民税所得割額 211,200円以上241,000円未満	30,500円	15,250円	0円
	6C	市町村民税所得割額 241,000円以上301,000円未満	32,500円	16,250円	0円
7階層	7A	市町村民税所得割額 301,000円以上364,000円未満	37,700円	18,850円	0円
	7B	市町村民税所得割額 364,000円以上397,000円未満	42,300円	21,150円	0円
8階層	8	市町村民税所得割額 397,000円以上	52,000円	26,000円	0円

【問い合わせ先】

池田町保健子育て課子育て支援係

(池田町保健センター内 電話 015-572-2100)